

検査内容変更のお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

さてこの度、下記検査項目の規制薬物関連検査をご依頼の全検体につきまして、「検体妥当性試験」を新たに実施し、薬物分析自体の結果と併せ、総合判定することと致しましたのでご案内申し上げます。

検体妥当性試験は、米国・保健社会福祉省による「連邦職域薬物検査プログラム必須ガイドライン」の要求事項に掲げられているもので、検査材料が薬物検査に適しているか否かを確認するため、クレアチニン濃度、比重、pH、亜硝酸塩濃度を測定致します。

薬物依存状態の把握や治療を行う上で検査結果の信頼性は極めて重要です。一方、検査の対象となる覚醒剤や麻薬は、所持、売買のみならず使用そのものが法律で禁止されていることから、非合法な使用を隠蔽することを目的とした検査材料の改ざんが行われる恐れがあります。万一改ざんにより適正な検査結果が得られなければ、被験者の治療の機会が損なわれることになりかねません。

今般の検体妥当性試験導入は、判定の信頼性保証精度を向上させることを目的に実施させていただくこととなりましたので、ご連絡申し上げます。

敬 白

2013年9月

【記】

◇検査内容変更項目

項目コード	検査項目名	変更内容	新	旧	備考
4717 5460	乱用薬物スクリーニング 覚醒剤検査	妥当性試験	実施 ^{※1}	未実施	品質向上を図るため、妥当性試験を実施
		報告形態	陽性 検出せず 無効 混入 入替 ^{※2,3}	陽性 検出せず	

※1 お預かりした検体のクレアチニン濃度、比重、pH、及び亜硝酸塩濃度測定を実施し、その結果が所定の管理基準を逸脱していた場合に、検体に人為的な操作が加えられた可能性があるかと判断します。

ご報告する検査結果は「無効」「混入」あるいは「入替」のように薬物乱用の有無判定を留保する内容となります。

※2 検体希釈が考えられる場合、その旨のコメントを付記致します。

※3 「無効」「混入」「入替」の場合でも、料金をご請求させていただきますので、ご了承下さい。

変更期日：2013年9月30日(月)受付分より